

松江市 報道機関配布資料

令和 8 年 6 月 24 日

件名 ネーミングライツ導入に伴う愛称使用について
【島根総合公園運動広場】

内容 島根総合公園運動広場のネーミングライツ（命名権）について、この度、その優先交渉権者と交渉が整い、契約締結することとなりました。つきましては、下記のとおりお知らせいたしますので、愛称を使用いただきますようよろしくお願いいたします。

記

- | | |
|-------------|---------------------------------------|
| 1 愛称(対象施設) | 「 MJG 島根大芦スタジアム 」(島根総合公園運動広場) |
| 2 パートナー企業 | 有限会社三原住設工業
(所在地：松江市東出雲町損屋 150-4) |
| 3 ネーミングライツ料 | 10 万円/年(消費税含まない) |
| 4 契約期間 | 5 年間(令和 8 年 7 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日) |

【問い合わせ】

文化スポーツ部 スポーツ施設課 (担当：石田、大谷) 電話：0852-55-5479